

審査のポイント

1 応募申込み時における書類審査基準

(1) 旅行業の登録

	評価項目	審査基準	配点
1	旅行業の登録	・第1種、第2種、第3種旅行業及び地域限定旅行業のいずれにも登録していない場合は応募者として認めない。	—

(2) 実績

平成 26 年度から平成 30 年度末までの東京都または国、他自治体のインフラツアーやインフラに関連する見学会の実績件数について評価します。なお、件数は契約または協定等ごとに 1 件として算定します。

	評価項目	審査基準	配点
1	東京都のインフラツアーまたは見学会の実績	実績の件数によって加点する。	1 件につき 2 点
2	国、他自治体のインフラツアーまたは見学会の実績	実績の件数によって加点する。	1 件につき 1 点
3	上記実績を有さない	上記実績を有さない場合は応募者として認めない。	欠格

なお、書類審査結果は、企画提案書提出要請にかかわる選定のみに適用するものとし、以降の企画提案書審査では考慮しません。

2 企画提案書審査基準

審査は、見学会の目的を踏まえた提案になっているかという視点で行います。

	評価項目	審査の視点	配点	合計
1	見学会の集客方法に関する提案	①ツアーを企画するにあたっての基本的な考え方 ※ツアーの具体内容を提案してもらうものではありません。 ②ターゲットとする客層等 ③定員確保に向けたツアーのPR方法 ④過去の経験から得られた課題把握力・対応力 留意点や課題の認識、その対応策の方針等	35	60
2	実行体制に関する提案	①予約方法、体制の具体性 申込者への配慮や正確性、効率性等 ②ツアーチケット販売計画の具体性 販売までの工程計画等 ③一般客の予約受付等の対応方針 一般客受入への対応方法等	15	
3	河川事業のPR方法に関する提案	①ツアー募集を通じた河川事業のPR方法 具体的なPR方法等 ②ツアー実施中における河川事業のPR方法 移動時(車中等)等における具体的なPR方法等	10	

なお、上記「審査の視点」は、提案を義務付けるものではありません。また、上記以外の応募者の提案を妨げるものではありません。